

PCB廃棄物の処分期間及び施設について

高濃度PCB廃棄物（含有機器）

高濃度PCB廃棄物（安定器等、汚染物）は処分期間内に処分してください。

処分期間 令和3年3月31日まで

高濃度PCB廃棄物の処分は中間貯蔵・環境安全事業(株)（略称JESCO）の北九州PCB廃棄物処理施設で行う必要があります。処分にはJESCOに登録が必要です。早急に登録をお願いします。

JESCO HP：http://www.jesconet.co.jp/customer/discount_02.html

処分の登録等についてのお問い合わせ先

JESCO北九州PCB処理事業所営業課大阪駐在

連絡先：06-6575-5580

低濃度PCB廃棄物（含有機器）

低濃度PCB廃棄物は、令和9年3月31日までに処分を完了してください。処分は廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設等で行う必要があります。

四国内の廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設（令和2年4月1日現在）

事業者名	設置場所	問い合わせ先	処理の方法	廃棄物の種類			
				廃油	トランス・コンデンサ等	その他汚染物	処理物
株式会社富士クリーン	香川県綾歌郡	087-878-3111	焼却	○	○	○	○
オオノ開発株式会社	愛媛県東温市	089-976-1234	焼却	○	○	○	○
株式会社電力テクノシステムズ	香川県坂出市ほか	044-967-0151	洗浄		○		
ゼロ・ジャパン株式会社	香川県香川郡	03-5381-1233	分解・洗浄	○	○		

全国の認定施設等については、<http://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>を参照ください。